農業科学・水産 農業農村工学 森林・自然環境	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第三　採用試験の受験資格（第八条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	受験資格
国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）	（略）	（略）
	法務	二　試験年度の四月一日における年齢が三十歳未満の者で次に掲げるもの イ　法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了した者又は試験年度の三月までに当該課程を修了する見込みの者であって、司法試験に合格したもの ロ　（略）
国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）	政治・国際・人文 法律 経済 人間科学 デジタル 工学 数理科学・物理・地球 科学 化学・生物・薬学 農業科学・水産 農業農村工学 森林・自然環境 教養	（略）
（略）	（略）	（略）

農業科学・水産 農業農村工学 森林・自然環境	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第三　採用試験の受験資格（第八条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	受験資格
国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）	（略）	（略）
	法務	二　試験年度の四月一日における年齢が三十歳未満の者で次に掲げるもの イ　法科大学院（学校教育法第九十九条第二項に規定する専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了した者であって司法試験に合格したもの ロ　（略）
国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）	政治・国際 法律 経済 人間科学 デジタル 工学 数理科学・物理・地球 科学 化学・生物・薬学 農業科学・水産 農業農村工学 森林・自然環境 教養	（略）
（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和五年十二月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　人事院及び試験機関は、この規則の施行の日前においても、この規則による改正後の規則八―一八別表第一国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項中行政の区分試験及び同表国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項中政治・国際・人文の区分試験の実施に必要な準備行為をすることができる。